

平成22年3月16日
北海道財務局

株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズに対する行政処分について

1. 株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズ（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成22年3月5日付）

○ 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為

当社は、金融商品仲介業者であるところ、当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客（当社が仲介業務として金融商品の媒介等を行った顧客。以下「仲介顧客」という。）との間で、会員契約を締結し、仲介顧客から会費を徴収する一方、仲介顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社の行っている当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った仲介顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。

当社及び当社の役員が行った上記の行為は、金融商品取引法第66条の12に規定する「金融商品仲介業者に係る制限」に違反するものと認められる。また、当社及び当社の役員は、上記記載の行為を業として行っているといえ、同法第29条に規定する「金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。」に違反するものと認められる。

2. 以上のことを踏まえ、本日、当社に対し、金融商品取引法第66条の20第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

【登録取消し】

北海道財務局長（金仲）第28号の登録を取り消す。

連絡・問い合わせ先
北海道財務局 理財部金融監督第三課
011-709-2311
内線4313、4315